

綾瀬市幼稚園気になる子支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定の判定は受けていないが発達上の特性から幼稚園等の生活において困難を抱えており、特別な支援が必要と考えられる子ども（以下「気になる子」という。）を預かるための、基準以上の幼稚園教諭（保育教諭を含む。以下同じ。）の配置に係る費用を支援し、幼稚園教諭の雇用環境の改善を図ることについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象となる者は、次の各号に掲げる施設（市内に設置されたものに限る。以下「対象施設」という。）の設置者又は長とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）

(補助対象経費)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、気になる子（認定こども園にあっては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に該当し、同法第20条第1項の認定を受けた子どもに限る。以下同じ。）を預かるために、国又は市の定める配置基準以上に配置している幼稚園教諭の雇用にかかる費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は補助対象経費の額とし、1月当たりの上限は当月1日時点で当該対象施設に在籍する気になる子の数に32,667円を乗じた額とする。

- 2 前項の場合において、補助金の額の算定の基となる気になる子の数は、補助金の申請を行う年度の原則5月1日時点において対象施設に在籍する園児の数の10%（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）を上限とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、綾瀬市幼稚園気になる子支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに申請しなければならない。

- (1) 幼稚園気になる子支援補助金所要額調書（第2号様式）
 - (2) 幼稚園気になる子支援補助金内訳書・実績内訳書（第3号様式）
 - (3) 幼稚園気になる子支援補助金調査票（第4号様式）
- （補助金の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、綾瀬市幼稚園気になる子支援補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（変更交付の申請）

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付申請額を変更しようとするときは、綾瀬市幼稚園気になる子支援補助金変更交付申請書（第6号様式）に第5条各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（変更交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を変更交付することが適当であると認めるときは、補助金の変更交付を決定し、綾瀬市幼稚園気になる子支援補助金変更交付決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、原則四半期ごとに所要額を交付するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、規則第12条第1項ただし書の規定により提出を要しない。

（書類の整備等）

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る費用の経理状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、それらに関する証拠書類を整備し、保管するものとする。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 30 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 27 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市幼稚園気になる子支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

年度綾瀬市綾瀬市幼稚園気になる子支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 対象施設
- 2 交付申請額
- 3 添付書類

円

幼稚園気になる子支援補助金所要額調書（第2号様式）

幼稚園気になる子支援補助金内訳書・実績内訳書（第3号様式）

幼稚園気になる子支援補助金調査票（第4号様式）

第 2 号様式（第 5 条関係）

年度幼稚園気になる子支援補助金所要額調書

施設名

区 分	対象補助金額 A	基準額 B	選定額（AとBを比較し て少ない方の額） C	補助所要額 D
気になる子支援補助	円	円	円	円

第 3 号様式（第 5 条関係）

年度幼稚園気になる子支援補助金内訳書・実績内訳書

施設名

5 月 1 日時点の園児数		人	
月	区分	幼稚園気になる子支援補助金	
		対象人数（人） ※ 5 月 1 日現在の在籍園児数の 1 0 % を上限とする。	対象補助金額 ※ 対象人数 × 補助単価（32, 667 円）
	4	人	円
	5	人	円
	6	人	円
	7	人	円
	8	人	円
	9	人	円
	1 0	人	円
	1 1	人	円
	1 2	人	円
	1	人	円
	2	人	円
	3	人	円
	計	人	円

第4号様式（第5条関係）

幼稚園気になる子支援補助金調査票

施設名

[illegible]

第5号様式（第6条関係）

綾瀬市幼稚園気になる子支援補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付けで申請がありました 年度綾瀬市幼稚園気になる子支援補助金の交付については、次のとおり決定しました。

- 1 補助金額 円
- 2 補助条件

第 6 号様式（第 7 条関係）

綾瀬市幼稚園気になる子支援補助金変更交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所 在 地
名 称
代表者氏名

年 月 日付けで決定を受けた 年度綾瀬市幼稚園気になる子
支援補助金の額を次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

変更前の額	変更後の額

2 変更の理由

3 添付書類

- 幼稚園気になる子支援補助金所要額調書（第 2 号様式）
- 幼稚園気になる子支援補助金内訳書・実績内訳書（第 3 号様式）
- 幼稚園気になる子支援補助金調査票（第 4 号様式）

第 7 号様式（第 8 条関係）

綾瀬市幼稚園気になる子支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長 

年 月 日付けで申請がありました 年度綾瀬市幼稚園気になる子支援補助金変更交付申請の内容を審査した結果、次のとおり決定しました。

- 1 補助金額

円
- 既 交 付 決 定 額

円 (年 月 日決定)
- 今回変更（増減）額

円
- 2 補助条件